

## ジャパン・レール・パスの購入に必要な書類の申請要領等について

今般、JRグループが販売している「ジャパン・レール・パス」のご利用資格が変更となり、在留邦人の方が利用するには、「在留期間が連続して10年以上であることを確認できる書類で、在外公館で取得したものの等」、以下のいずれかの書類の提出が必要となりました。

なお、必要書類にはご利用資格を満たすための条件がありますので、必ず「[ジャパン・レール・パス](http://www.japanrailpass.net/about_jrp.html)」のホームページ([http://www.japanrailpass.net/about\\_jrp.html](http://www.japanrailpass.net/about_jrp.html))をご確認下さい。

また、ジャパン・レール・パスの利用方法等詳細に関しましては、JRグループまで直接ご連絡頂きますようお願い致します。

### ●「在留期間が連続して10年以上であることを確認できる、在外公館で取得したものの等」について

JRグループによると、「在留期間が連続して10年以上であることを確認できる、在外公館で取得したものの等」として、以下の書類がこれに該当することとなっております。当館では、これらのうち、「2 在留届の写し」、「3 在留証明書」の申請受付、及び交付を取り扱っております。

#### 1 米国永住カード(Permanent Resident Card)

永住カード(グリーンカード)取得から10年以上経過している方は、下記2、または3の書類取得は不要です。

※1 カードに Permanent Resident と記載されていないもの(1989年までに発行されたもの)は対象ではありません(在留届の写し、または在留証明書の取得が必要です。)

※2 カード表面の「Resident Since」欄の日付が引換証購入日の10年以上前であること。

#### 2 在留届の写し

※ 在留届記載の在外公館受付日(=在留届の提出日)が10年以上前であること。  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23\\_002045.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23_002045.html))

#### 3 在留証明書

※ 在留証明書において住所を定めた年月が10年以上前であること。  
([http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23\\_002045.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cs/page23_002045.html))

○ 上記に関するご質問は、領事部証明係(313-567-0120 内線 213)までお電話下さい。

また、「在留届の写し」または「在留証明書」の申請をご希望される場合においては、予め証明係まで電話でのご予約をお願い致します。